

生 企 第 1 4 6 号
令 和 2 年 8 月 1 8 日

生活安全企画課長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

生活安全部門における許可等事務の手續に係る申請者の負担を軽減するための措置の実施について

みだしの件について、本年9月1日より、下記の届出等について郵送による手續を認めることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

許可等事務における届出等については、警察署の窓口で受理することが大半であり、申請者の警察署への移動時間及び警察署での待ち時間を要するため、当該届出を郵送で受理することで、申請者の当該移動時間等を削減して負担軽減を図るとともに、当該届出等の受理に付随する警察職員の対応時間も削減し合理化を図るもの。

2 実施要領

別添のとおり。

3 留意事項

郵送受理が円滑に行われるようにするため、機会を捉えて本手續の内容等について関係者へ周知を図ること。

なお、郵送による手續は、これを希望する者の便宜のために行うものであるから、必要な経費は希望者に負担させること。

4 その他

受理した届出書等のうち、対応に迷うものについては、生活安全企画課許可等事務担当室へ速やかに問い合わせること。

生活安全企画課
許可等事務担当室

別添

許可等事務の手續に係る申請者の負担を軽減するための実施要領

1 対象業務

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)関係

ア 許可証等の返納(風営適正化法律第10条)

イ 構造設備の軽微な変更の届出(風営適正化法律第9条第3項第2項)

ウ 遊技機の軽微な変更の届出(風営適正化法第9条第3項第2項、同法第20条第10項)

エ 店舗型性風俗特殊営業の廃止(風営適正化法第27条第2項)

オ 無店舗型性風俗特殊営業の廃止(風営適正化法第31条の2第2項)

カ 映像送信型性風俗特殊営業の廃止(風営適正化法第31条の7第2項)

キ 無店舗型電話異性紹介営業の廃止(風営適正化法第31条の17第2項)

ク 深夜酒類提供飲食店営業の廃止(風営適正化法第33条第2項)

(2) 警備業法関係

ア 認定証の返納(警備業法第12条)

イ 合格証明書の書換えの申請、同交付(警備業法第23条第5項)

(3) 古物営業法関係

ア 古物商等許可証申請書記載事項の変更届(書換えを除く)(古物営業法第7条第1項及び2項)

イ 許可証等の返納(古物営業法第8条)

(4) 探偵業の業務の適正化に関する法律関係

探偵業の届出(廃止届)(探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項)

2 受理の方法

各法令で規定する様式の届出書等及び各手續に係る関係書類を同封させ、郵送(簡易書留郵便又はレターパックプラス)により送付を受けること。

また、送付を受けた際は、なりすましによる届出の防止のため、届出者等に電話確認をし、第三者が送付したものでないことを確認すること。

3 手数料を収納させる手續

(1) 対象となる届出等

合格証明書の書換え、同交付(警備業法第23条第5項)

(2) 手数料を収納させる方法

別に規定されている手数料納付書に手数料の金額に相当する額面の青森県収入証紙を貼付させること。

4 返信用封筒を同封させる手続

(1) 対象となる届出等

合格証明書書の書換え申請、同交付(警備業法第23条第5項)

(2) 返信用封筒を同封させる方法

返信用封筒に申請者の郵便番号、住所、氏名(法人であれば郵便番号、所在地、名称)等を明記させ、簡易書留郵便に必要な金額に相当する切手を貼付けさせて提出させること。

また、返信用としてレターパックプラスを使用する場合も、申請者の郵便番号、住所、氏名(法人であれば郵便番号、住所、名称)等を明記させること。

なお、返信用として、対面で配達されないレターパックライト等は使用させないこと。

5 関係簿冊への記載等

(1) 郵送による届出等を受け付けた場合は、受付簿に朱書きで申請者名などを記載し、許可等事務管理システムに入力の上、採番すること。

その際、備考欄に郵送受理と入力すること。

(2) 返信用封筒を受領した場合は、施錠設備のあるキャビネット等に収納するなど保管管理を徹底すること。

6 書類不備の補正措置

郵送受理した変更届出書、合格証明書書換え申請書(以下「変更届出書等」という。)及び添付書類に不備があった場合は、届出者等に架電するなどして確認し、補正措置を講じること。

この場合、変更届出書等に補正内容を記載するときは、朱書きとし、訂正した状況を電話通信用紙により明らかにすること。